

北海道 肝炎ハンドブック

2017年4月版

あなたの明日のために

本ハンドブックは2017(平成29)年4月の時点において各官公庁の
公開情報をもとに作成した医療費助成制度に関する情報を
わかりやすくまとめた手引きです。
皆様にご活用いただけますと幸いです。

発行：全国B型肝炎訴訟北海道原告団・弁護団

〒060-0061

札幌市中央区南1条西12丁目4 酒井ビル3F

TEL 011-231-1941 FAX 011-231-1942

(月～金 10:00～12:00、13:00～17:00)

第1版：2017年4月1日

もくじ

1. 肝炎治療に関する医療助成制度

ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業	1
肝炎ウイルス検査の助成制度	7
身体障害者手帳制度	9
障害年金制度	12
B型肝炎予防のためのワクチン接種	15
高額療養費制度	16

2. 給付金制度等

B型肝炎訴訟給付金	19
無症候性キャリア和解原告が受けられる助成制度	20

3. 医療機関等一覧

肝疾患診療連携拠点病院	23
肝炎専門医療機関一覧	24
市立保健所等一覧	31
北海道立保健所(支所)一覧	32

1. 肝炎治療に関する 医療助成制度

ウイルス性肝炎進行防止対策 医療給付事業

B型肝炎・C型肝炎の医療費助成制度

ウイルス性慢性肝炎の肝硬変への進行や、肝がんの発生を防止する目的で、国や北海道が治療に関する医療費を助成する制度です。

対象薬が拡大

B型慢性肝炎に対する核酸アナログ製剤「ベムリディ錠」(一般名:テノホビル)
C型肝炎経口治療薬の「ヴィキラックス」「ハーボニー」
インターフェロンフリー治療薬「ジメンシー配合錠」

核酸アナログ製剤に係る 更新手続きの簡素化

医師の診断書の代わりに「検査結果報告書の写し」と「薬剤情報提供書の写し」等でも申請手続きが可能になりました。



医療費の助成方法

助成対象となる医療に関する自己負担は、**P5の自己負担限度額**となり、これを超える部分は国又は北海道が助成します。

認定基準

ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業(肝炎治療特別促進事業)(国の制度)と
ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業(北海道の制度)で
対象となる医療が異なります。

国 **ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業(肝炎治療特別促進事業)**
(国の制度)を利用する場合の対象となる治療は、以下の通りとなります。

1.インターフェロン治療について

HBe抗原陽性かつHBV-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、またはインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの(ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe抗原陽性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。)

2.核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖に伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝炎患者で核酸アナログ製剤治療を行う予定、または核酸アナログ製剤治療実施中の者。

3.インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

北海道

ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業
(北海道の制度)を利用する場合の対象となる治療は、以下の通りとなります。

疾患ごとの認定基準に該当し、かつ、
A～Cの要件に該当する方が対象となります。

区分	基準
慢性肝炎	B型ウイルス性慢性肝炎 「HBs抗原」若しくは「DNAポリメラーゼ又はHBV-DNA」が陽性であり、その他の肝障害を完全に否定できるもののうち、次の1から3までのいずれかに該当するもの。 ① 核酸アナログ製剤治療又はインターフェロン治療を実施中であること。 (肝炎治療特別促進事業の対象となるものを除く。) ② 申請前6か月以内に、30日以上の間隔をおき、GPT(ALT)値が基準値上限の2倍以上の値を2回以上示していること。 ③ インターフェロン治療終了後1年以内であること。
	C型ウイルス性慢性肝炎 「HCV抗体」及び「HCV-RNA」が陽性であり、その他の肝障害を完全に否定できるもののうち、次の1から3までのいずれかに該当するもの。 ① インターフェロン治療を実施中であること。 (肝炎治療特別促進事業の対象となるものを除く。) ② 申請前6か月以内に、30日以上の間隔をおき、GPT(ALT)値が基準値上限の2倍以上の値を2回以上示していること。 ③ インターフェロン治療又はインターフェロンフリー治療の終了後1年以内であること。
肝硬変	B型ウイルス性肝硬変 次により肝硬変と診断されたもののうち、「HBs抗原」若しくは「DNAポリメラーゼ 又はHBV-DNA」が陽性であり、その他の肝障害及び特発性門脈圧亢進症を完全に否定できるもの。 ① 腹腔鏡、肝生検、画像診断などにより、肝硬変と診断されたもの。 ② くも状血管腫、手掌紅斑、女性乳房、食道静脈瘤、腹壁静脈怒張、腹水、肝腫、脾腫など肝硬変に起因すると考えられる臨床所見が認められるもの。 ※疑い例(肝硬変と診断された症例のうち、上記を満たさないもの)を含む。
	C型ウイルス性肝硬変 次により肝硬変と診断されたもののうち、「HCV抗体」若しくは「HCV-RNA」が陽性であり、かつアルコール性肝障害、薬剤性肝障害、脂肪性肝障害及び特発性門脈圧亢進症を完全に否定できるもの。 ① 腹腔鏡、肝生検、画像診断などにより、肝硬変と診断されたもの。 ② くも状血管腫、手掌紅斑、女性乳房、食道静脈瘤、腹壁静脈怒張、腹水、肝腫、脾腫など肝硬変に起因すると考えられる臨床所見が認められるもの。 ※疑い例(肝硬変と診断された症例のうち、上記を満たさないもの)を含む。
ヘパトーム 肝臓に原発する 癌のうち、 肝細胞に 由来するもの	次によりヘパトームと診断されたもののうち、HBVマーカー(HBs抗原、HBs抗体、HBc抗体、DNAポリメラーゼ又はHBV-DNAのいずれか一つ以上)が陽性、又は、HCV抗体若しくはHCV-RNAが陽性であり、その他の肝障害及び特発性門脈圧亢進症を完全に否定できるもの。 ① 腹腔鏡、肝生検、画像診断などにより、ヘパトームと診断されたもの。 ※疑い例(ヘパトームと診断された症例のうち、上記を満たさないもの)を含む。

A.道内に住所を有する方

B.医療機関において、医療保険各法(国民健康保険法、健康保険法、後期高齢者医療制度など)の規定によりウイルス性肝炎の治療を受けている方

C.医療保険(国民健康保険、健康保険、共済、組合、後期高齢者など)の被保険者又は被扶養者

※医療保険各法の規定による医療給付を受けた場合の自己負担額(いわゆる保険診療)が対象です。
※入院時食事療養費、介護サービス費用は対象になりません。

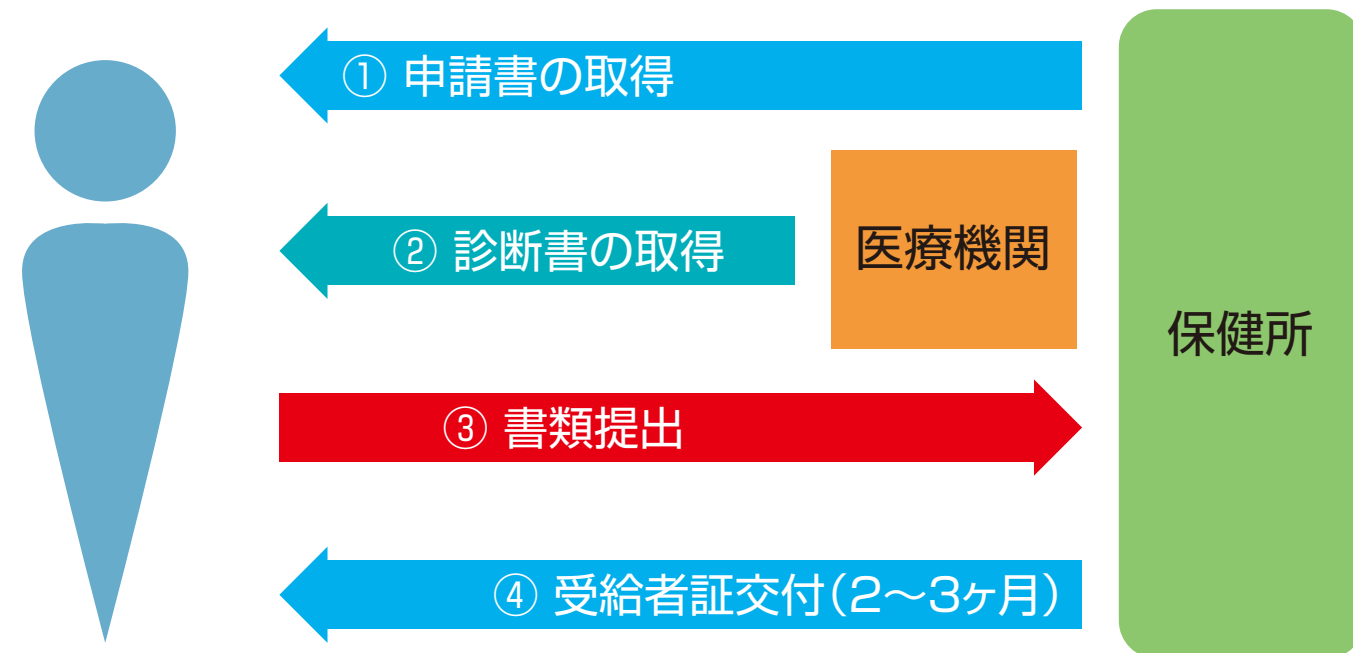
申請手続

以下の書類をそろえて、お住いの地域を所管する保健所に提出してください。

- (1) 医療受給者証交付申請書
(保健所もしくは、<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tokusitu/dou-kanen.htm>)
- (2) 診断書(保健所で取得した様式)→医師に記入してもらってください。
- (3) 世帯全員の住民票
- (4) 健康保険証の写し
- (5) 市町村民税が
課税世帯の場合 → 世帯全員の課税年額(市町村民税所得割)のわかる書類。
非課税世帯の場合 → 生計中心者が市町村民税非課税であることを証明する書類。
詳しくはお住まいの住所地を担当する保健所の特定疾患担当にお尋ねください。
- (6) 同意書

住民票、課税証明書は医療費助成に使用する時は、
無料で発行される場合があります。各自治体にお問い合わせ下さい。
※札幌市では無料で発行されます。

申請の流れ



医療受給者証の使用について

この事業の認定を受けた方には「医療受給者証」が交付されます。
「医療受給者証」の交付を受けた方は、当該疾患の治療のために医療機関を受診する際、被保険者証等に添えて必ず窓口に提示してください。

MEMO

COLUMN

肝臓は化学工場vol.1

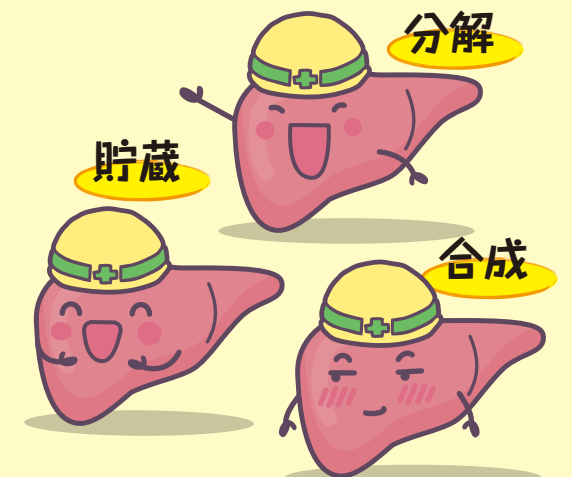
肝臓は、人にとって必要な多くの仕事を同時に行っています。分解、合成などたくさんの化学反応が生じるので「化学工場」と呼ばれています。しかし、肝臓の仕事は複雑すぎるため、人の肝臓と同じ働きをする化学工場を作るとなると、札幌の南区(600km²)と同じ敷地面積が必要だと言われています。

栄養分の合成・分解

胃腸で分解されたすべての栄養素は、主に腸で吸収されて血流に乗り、門脈という太い血管を通りアミノ酸に分解され肝臓に入ります。肝臓では、このアミノ酸からさまざまなたんぱく質が毎日約50g合成されています。そして、使われないアミノ酸は分解され、窒素酸化物、アンモニアを経て尿素となり、尿中に排泄されます。

肝臓でしか合成できないタンパク質がいくつもあり、アルブミン(全タンパク質の50～65%がアルブミン)や出血を止める血液凝固タンパクは肝臓でしか合成できません。

参考:広島県肝炎患者支援手帳



ご存知ですか？ 医療費(院外薬局分)は申請すれば戻って来る 場合があります。

ウイルス性肝炎の治療に係る医療費(入院・外来)及び院外薬局での費用
患者さんが窓口で負担する限度額(月額)

ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業 (肝炎治療特別促進事業) (国の制度)	ウイルス性肝炎進行防止対策・ 橋本病重症患者対策医療給付事業 (北海道の制度)
世帯課税年額 23万5千円未満 10,000円	1医療機関あたり1ヶ月の金額が以下を超える場合は 北海道に差額を請求すれば、償還払いされます。
世帯課税年額 23万5千円以上 20,000円	外来 12,000円 入院 44,400円 院外薬局 0円

市町村民税非課税世帯の方は自己負担はありません。
住民税が非課税の方は、以下のいずれかの条件を満たす場合

- 1. 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 2. 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、
前年中の合計所得金額が125万円以下の方
- 3. 前年中の合計所得金額が、次の額以下の方
 - ・扶養親族がない方 28万円
 - ・扶養親族がある方 28万円×(扶養親族数+1人)+16万8千円

自己負担額上限2万円のモデルケース

給与所得者で、夫婦と子供2人の場合		
本人収入:給与収入	792万円	子供は学生で収入なし
配偶者収入:パート給与	96万円	

社会保険料控除、扶養控除、配偶者控除、
その他控除額合計200万円
市民税所得割 **約23万5千円**となります。

償還払いの例 月上限が10,000円の方の場合



償還払いの例 月上限が20,000円の方の場合



北海道のウイルス性肝炎治療制度では「症状に対する北海道単独事業」と「治療方法に対する国事業」との、
2つの肝炎対策事業を組み合わせることで助成制度を運用しています。

助成制度に関するお問い合わせは
北海道 保健福祉部 健康安全局 地域保健課 特定疾患グループ
Tel.011-231-4111(内線25-520) Fax.011-232-2013

肝炎ウイルス検査の助成制度

無料肝炎ウイルス検査の実施

B型及びC型肝炎ウイルスの感染者は、発症しても自覚症状が現れないことが多くあります。このことを理解し、感染の可能性が疑われる場合には、早期に検査を受けることをお勧めします。

【対象者】

これまでに肝炎検査を受けたことがない方

例えば

- ・予防接種法に基づく定期の予防接種を集団接種された方
- ・輸血や臓器移植を受けたことがある方及びフィブリノゲン製剤（フィブリノゲン糊としての使用を含む）、輸入非加熱血液凝固因子製剤を投与された方
- ・肝炎ウイルス感染者と性的接触のあった方
- ・薬物を濫用されていた方
- ・入れ墨、ボディピアスをしたことがある方
- ・その他感染の可能性が疑われる方

過去の集団予防接種では、予防接種実施要領において1時間に100人程度を接種する目安が厚生省から通達されていました。この目安は注射器を消毒せずに使い回さなければ実施できず、多くの方が知らないうちに肝炎ウイルスなどに感染している可能性があります。身に覚えがなくても、肝炎検査を受診してください。

検査手順

検査の説明とカウンセリングのあと、採血を行います。

※検査結果は、1時間程度でお知らせすることが可能ですが、C型肝炎において陽性が疑わしい場合は、2次検査を行いますので、さらに2週間程度の日数がかかります。

申込方法

最寄りの保健所へ電話し、検査の日時等を確認のうえ、検査の予約を行ってください。（検査のスケジュール等は保健所によって異なります。）

※保健所設置市の方につきましては、市の保健所に問い合わせ願います。

札幌市、小樽市、旭川市などでは、市が委託している病院や診療所（委託医療機関）において、無料のB型及びC型肝炎ウイルス検査を実施しています。委託医療機関については、下記にお問い合わせください。

札幌市保健福祉局

保健所感染症総合対策課
TEL.011-622-5199

小樽市保健所

保健総務課
TEL.0134-22-3115

旭川市保健所

健康推進課
TEL.0166-25-9848

精密検査費の助成事業

B型及びC型肝炎ウイルスの保有者を早期に発見し、早期治療に結びつけるため、医療機関における初回の検査費用を助成しています。

【対象者】

次の①から③のすべてに該当する方

- ① 道内に住所がある方
- ② 市町村、保健所が実施する検診などでB型又はC型肝炎ウイルス検診の結果が陽性と判定された方
- ③ 健康保険に加入されている方又は高齢者医療制度の対象となっている方

対象となる費用

ウイルスの保有状況を確認するために行った次の費用。ただし、保険適用となる費用のみです。

- ① 初診（再診）料
- ② 検査料（次のとおり）
 - ア.肝炎ウイルス検査（HBe抗原、HBe抗体、HBV量、HCV量、HCVのタイプなど）
 - イ.生化学検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、ZTTなど）
 - ウ.末梢血液一般検査（血小板数）



請求について

（1）精密検査受診から請求までの流れ

- ① 検診などを実施した市町村又は、保健所から、検診などの結果を記載した文書のほか、「ウイルス性肝炎進行防止対策精密検査費請求書（以下、「請求書」）」を受け取ります。
- ② 検診等の結果を記載した文書を医療機関に提示の上、精密検査を受けます。
- ③ 医療保険適用後の自己負担額を、医療機関の窓口で支払い、領収書を受け取ります。
- ④ 「請求書」に検診等の結果を記載した文書の写しと医療機関が発行した領収書、及び個別の検査項目が記載されている明細書を添付し、お住まいの住所地を担当する保健所（札幌市にお住まいの方は各区保健センター）へ提出してください。

（2）請求できる期間

医療機関へ費用を支払った日から1年以内とします。

留意事項

- ※検診等の結果を記載した文書を添付できない場合は、「請求書」の「1次検診実施者の証明欄」に市町村又は保健所の証明を受けてください。
- ※医療機関の発行した領収書を添付できない場合は、「請求書」の「医療機関の証明欄」に医療機関の証明を受けてください。
- ※医療機関によっては、証明に係る費用（文書料）を請求される場合がありますが、その費用はご本人の負担となります。

身体障害者手帳制度

身体障害者手帳とは

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方に交付されるもので、様々な制度やサービスなどを利用するために必要となるものです。

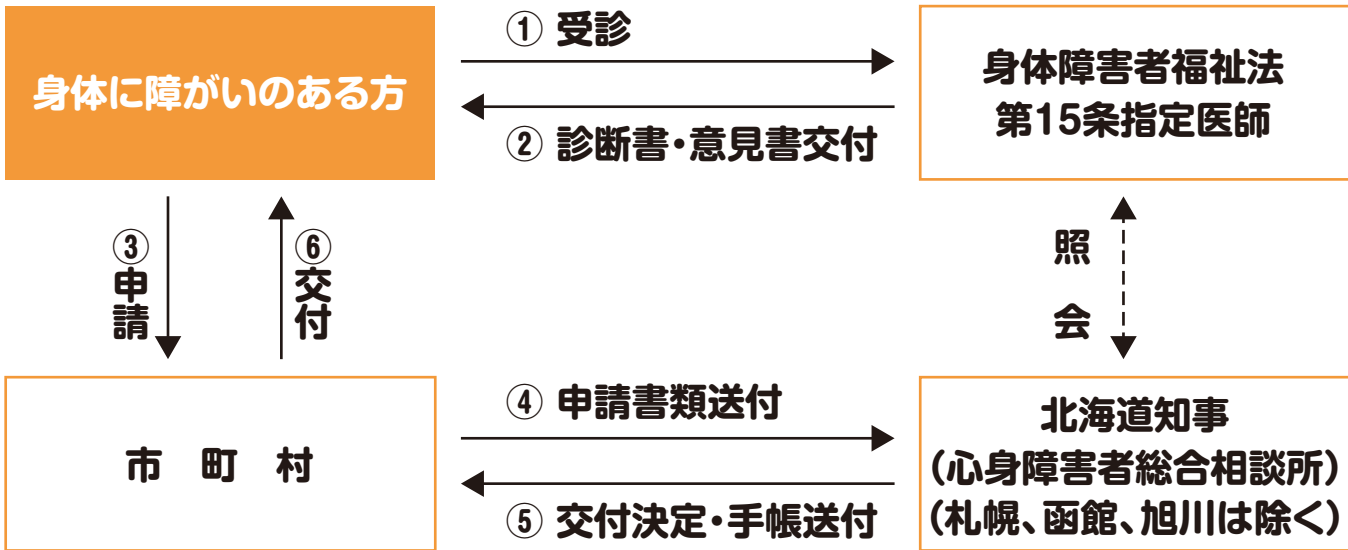
身体障害者手帳の交付対象となる障害の範囲は、身体障害者福祉法に定められ、身体障害者障害程度等級表により1級から7級までの区分が設けられています。

※肝疾患においては1級～4級までの区分が設けられています。

制度やサービス

各種制度については、障がいのある方に関わる各種の一般的なものについて示すものですが、手帳の取得が要件であったり、申請・申込み等の手続きが必要な場合があり、また、障がいの種別や程度によっては適用にならない場合もありますので留意願いますとともに、詳細については各照会先等にお問い合わせ願います。

手帳交付までの流れ



身体障害者福祉法 第15条指定医師について

肝臓内科・肝臓外科・消化器内科・内科・外科・移植外科・消化器外科
腹部外科・小児科・小児外科

身体障害者手帳制度での肝機能障害の認定基準

身体障害者手帳制度で、肝機能に障害がある場合の認定の基準は次のとおりとされています。
ご自身が該当するかもしれないと思ったら、かかりつけの医師やお住まいの自治体へ
問い合わせを試みることをお勧めします。

※平成28年4月に認定基準が緩やかに変わりましたので、前に該当しないと言われた方も、再度ご確認ください。

チャイルド・ピュー分類：肝障害の程度を点数化する指標

項目	ポイント	1点	2点	3点
肝性脳症		ない	軽度	昏睡
腹水		ない	軽度	中程度以上
血清総ビリルビン値(mg/dl)		2.0未満	2.0～3.0	3.0超
血清アルブミン値(g/dl)		3.5超	2.8～3.5	2.8未満
プロトロンビン時間(%)		70超	40～70	40未満

肝機能障害の 認定基準

A	血清総ビリルビン値が5.0mg/dl以上	左の項目のうち、 5項目以上が認められる	左の項目のうち、 3項目以上が認められる	左の項目のうち、AからGまでの1つを含んで、 3項目以上が認められる	左の項目のうち、AからGの1つを含んで、 3項目以上が認められる	左の項目のうち、 1項目以上が認められる
B	血中アンモニア濃度が150μg/dl以上					
C	血小板数が50,000/mm ³ 以下					
D	原発性肝がん治療の既往					
E	突発性細菌性腹膜炎治療の既往					
F	胃食道静脈瘤治療の既往					
G	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染					
H	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び 易疲労感が月7日以上ある					
I	1日に2回以上の嘔吐 あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある					
J	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある					

※肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。

重度心身障害者医療給付事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施しています。

【対象者】

身体障害者手帳1級、2級及び3級(内部障害に限ります…心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害)をお持ちの方、内部障害4級を重複してお持ちの方など

【対象者の医療費と自己負担】

- (1)課税世帯/総医療費の1割 (月額上限限度額 入院44,400円、通院12,000円)
- (2)非課税世帯及び3歳未満児/初診時一部負担金のみ (医科580円、歯科510円、柔整270円)

※お住まいの市町村によって、対象の拡大や所得制限の緩和、自己負担額の軽減をしている場合があります。

詳しくはお住まいの市町村の医療給付事業担当課におたずねください。

身体障害者手帳の各種割引制度等

受けられるサービス	申請・照会先等 窓口
JR旅客運賃 割引制度	●JR各駅 
航空運賃割引	●各航空各社 
タクシー料金割引 	●各タクシー会社
バス運賃割引 	●各バス会社
有料道路 料金割引	●東日本高速道路株式会社
NHK放送 受信料減免	●NHK各放送局 ●市町村障がい者福祉担当課
携帯電話の基本使用料等の割引 	●携帯電話各社 ●携帯電話取扱店
税制における優遇措置	●税務署●市町村税担当課 ●総合振興局、振興局税務課又は道税事務所
マル優制度	●金融機関、証券会社等 ●税務署
駐車禁止規制の適用除外 	●各警察署
郵便による 不在者投票	●各市町村選挙管理委員会

障害年金制度

障害年金とは

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

← 重い 軽い →			
	1 級 障 害	2 級 障 害	3 級 障 害 障害手当金
上乗せ年金	障害厚生年金 (1 級) 配偶者の加給年金	障害厚生年金 (2 級) 配偶者の加給年金	障害厚生年金 (3 級) 障害手当金
基礎年金	障害基礎年金 (1 級) 年974,125円 子の加算(第1・2子) 各年 224,300円	障害基礎年金 (2 級) 年779,300円 子の加算(第1・2子) 各年 224,300円	※子の加算：第3子は各年 74,800円 ※年金額は29年度

障害年金を受けるのに必要な要件

- ①国民年金に加入している間に初診日があること
※20歳前や、60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。
- ②一定の障害の状態にあること
- ③保険料納付要件
初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
(1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
(2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

認定の対象となる肝機能障がい

- ・慢性かつびまん性の肝疾患の結果生じた肝硬変症
- ・肝硬変症に付随する病態
(食道・胃などの静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎、肝がん含む)

表1 重症度を判断する検査項目・臨床所見と異常値

検査項目/臨床所見	基準値	中等度の異常	高度の異常
血清総ビリルビン (mg/dℓ)	0.3～1.2	2.0以上～3.0以下	3.0超
血清アルブミン (g/dℓ)(BCG法)	4.2～5.1	3.0以上～3.5以下	3.0未満
血小板数 (万/μℓ)	13～35	5以上～10未満	5未満
プロトロンビン時間 (PT)(%)	70超～130	40以上～70以下	40未満
腹 水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳 症	—	I度	Ⅱ度以上

表2 肝疾患による障害の程度(一般状態区分表)

区 分	一 般 状 態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、 発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、 軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、 軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、 日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への 外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、 活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

表3 各等級に相当すると認められるものの一部例示

障害の程度	障 害 の 状 態
1級	表1の検査成績及び臨床所見のうち高度異常を3つ以上示すもの、 又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもので、かつ、 一般状態区分表のオに該当するもの
2級	表1の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を3つ以上 示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3級	表1の検査成績及び臨床所見のうち中等度又は高度の異常を2つ以上 示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

なお、障害の程度の判定に当たっては、所定の検査成績によるほか、他覚所見、他の一般検査及び特殊検査の検査成績、治療及び病状の経過等も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定されます。

特別障害 給付金

初診日に、国民年金に任意加入していなかった方が
障害等級の1級又は2級の状態にある場合に支給されます。

申請・照会先等 窓口

- 市町村障がい者福祉担当課
- 日本年金機構年金事務所

COLUMN

肝臓ががん細胞を退治する

1983年、和氣健二郎・東京医科歯科大学解剖学教室教授のもとで金田研司によって肝臓の毛細血管(類洞)内にNK細胞が多数存在することや、NK細胞が肝臓の類洞内に殺し屋として常駐し、流れてくる腫瘍細胞をキャッチして始末することが明らかにされました。

参考：岩波新書「細胞紳士録」p116～

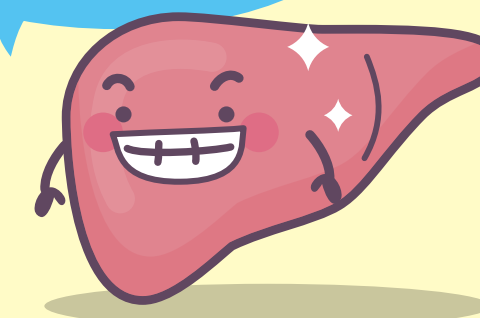
NK(ナチュラル・キラー)細胞

胃肝細胞は近年新しい細胞がつつぎに発見され、現在では7～8種の細胞が肝臓という器官を構成していることが判ってきました。ナチュラルキラー細胞は、細胞質に顆粒をもっている大型のリンパ球で、がん細胞やウイルス感染細胞を認識して接着し、パーフォリンという物質を放出して相手細胞の細胞膜に孔をあけ、その孔からグランザイムという細胞毒を細胞内へ注入し殺してしまう細胞です。

正常の肝臓内ではこの細胞が常にかん細胞の出現を監視しています。

免疫力を示すNK細胞の数は、
笑うことや楽しい気分だと高まり、
逆に悲しい、不快な気分だと
弱まると言われています。

毎日笑おう！
わっはっは！



腰が重い、張っているなどの症状を感じたら？

腰痛や腰の張りなどの原因が肝臓の不調による場合もございます。マッサージや整形外科などを受診しても症状が改善されない場合は肝臓専門医の受診をおすすめします。

腰痛の原因が筋肉の緊張や疲労から来る場合は、ピンポイントで痛みを感じますが、肝臓が原因と思われる腰痛の症状は腰全体が重かったり、張っているような症状が現れる事が多いようです。

自覚症状を感じないキャリアの方も定期的に受診をしてください。

B型肝炎予防のための ワクチン接種

B型肝炎ワクチンが定期の予防接種になりました。

【対象者】

平成28年4月以降に出生し、生後1歳に至るまでの間にある者

- ※ただし、HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与の全部又は一部を受けた者(下記のB型肝炎ウイルス母子感染防止の対象者)は除きます。
- ※既接種者(定期予防接種が導入される以前に、定期の予防接種に相当する方法で既に接種を受けた者)のうち(3回接種者は除く)3回未満の既接種者については以降の接種を行います。
- ※免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾患等により接種対象年齢の間に定期接種を受けられなかった者が当該事由が消滅してから2年以内に接種をする場合には、年齢の上限はありません(長期療養の特例)

接種方法

27日以上の間隔をおいて2回、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回を皮下注射する(合計3回)。

B型肝炎ワクチンの任意接種

定期接種の対象とならない場合(任意接種)でも、B型肝炎ワクチンの接種を受けることができます。
※任意接種の場合の公的助成制度については、お住まいの市町村にお問い合わせください。



B型肝炎ウイルス母子感染防止

B型肝炎ウイルスキャリアの方でも安心して赤ちゃんを産めるように、母子感染の予防を目的とするワクチン接種は健康保険の給付対象となっています。

【対象者】

HBs抗原検査が陽性の妊婦から生まれた赤ちゃん。
B型肝炎ワクチン及びHBIG(高力価HBsヒト免疫グロブリン)の接種により、ほとんどの人が感染を防止することができます。
まれに免疫がつきにくい人がいますが、この場合は必要に応じてワクチンの追加接種を受けます。



HBワクチン(3回)

生後12時間以内を目安 ① ② 1ヶ月 ③ 6ヶ月

生後12時間以内を目安 ①

HBIG(1回)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12(ヶ月)

HBs抗原
抗体検査

※ここに記した児の感染予防処置を行えば、母乳哺育を含めた通常の育児が可能となります。

高額療養費制度

制度の概要 (ウイルス性肝疾患に限るものではありません)

公的医療保険の加入者について、家計に対する医療費の自己負担が過重とならないよう、医療費の自己負担額に一定の歯止めを設けるため、医療機関や薬局の窓口で支払った1か月の額が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

負担の上限額

最終的な自己負担額となる毎月の「負担の上限額」は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

負担額の計算式 $80,100円 + (医療総額 - 267,000円) \times 1\%$

(70歳未満 年収約370万円から約770万円の方)

医療費総額100万円(窓口負担30万円)の場合

医療費総額100万円
窓口負担30万円
窓口負担で支払った30万円のうち、212,570円を支給し、自己負担額は87,430円となります。

医療費267,000円

高額療養費 適用
自己負担額80,100円

医療費733,000円

+ 高額療養費 適用自己負担額
 $733,000円 \times 1\% = 7,330円$

負担額の計算式 $80,100円 + (733,000円 \times 1\%) = 87,430円$

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

負担の上限額は、年齢や所得によって異なります。

<70歳以上の方の場合>

所得区分		外 来 (個人ごと)	1か月の負担の上限額
現役並み所得者 月収28万円以上などの窓口負担3割の方		44,400円	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$
一般		12,000円	44,400円
低所得者 (住民税 非課税の方)	Ⅱ (I以外の方)	8,000円	24,600円
	I 年金収入のみの方の場合、 年金受給額80万円以下など、 総所得金額がゼロの方		15,000円

※平成29年4月現在

<70歳未満の方の場合>

所得区分	1か月の負担の上限額
上位所得者(月収53万円以上の方など)	$150,000円 + (医療費 - 500,000円) \times 1\%$
一般	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$
低所得者(住民税非課税の方)	35,400円

※平成29年4月現在

さらにご負担を軽減する仕組みもあります。

複数回の受診や同じ世帯にいる他の方の受診について、
1か月単位で合算すること等で、さらに軽減する仕組みもあります。

<同一世帯>

お一人の一回分の窓口負担では、高額療養費の支給対象とはならなくても、複数の受診や同じ世帯にいる他の方(同じ医療保険に加入している方に限ります。)の受診について、窓口でそれぞれお支払いになった自己負担額を1か月単位で合算することができます。その合算額が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

※ただし、70歳未満の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

被 保 険 者	病院	自己負担額 60,000円 (医療費:200,000円)	➡	世帯合算 世帯合算後の 自己負担額 60,000円 + 24,000円 + 30,000円 =114,000円 高額医療の対象
	薬局	自己負担額 24,000円 (医療費:80,000円)		
被 保 険 者	病院	自己負担額 30,000円 (医療費:100,000円)	➡	
	薬局	自己負担額 18,000円 (医療費:60,000円)		

※平成29年4月現在

<多数回該当>

直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合(多数回該当の場合)には、その月の負担の上限額がさらに引き下がります。

<70歳以上の方の場合>

所得区分	本来の負担の上限額	➡	多数回該当の場合
現役並み所得者	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円

※平成29年4月現在

<70歳未満の方の場合>

所得区分	本来の負担の上限額	➡	多数回該当の場合
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%		83,400円
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
低所得者	35,400円		24,600円

※平成29年4月現在

加入する医療保険から事前に「所得区分」の認定証を発行してもらうことにより、医療機関の窓口での支払を負担の上限額までにとどめることもできます。このため、一度に用意する費用が少なくて済みます。

※高額療養費が医療機関や薬局に直接支払われるため、加入する医療保険に対して、事後に高額療養費の支給申請をする手間が省けます。

※70歳以上の方は、所得区分の認定証がなくても、自動的に窓口での支払が負担の上限額までにとどめられます。

(低所得者の区分の適用を受けるためには認定証が必要です)

お問い合わせ

- 現在加入している健康保険組合
- 全国健康保険協会
- 市町村
- 国保組合
- 共済組合

2.給付金制度等

B型肝炎訴訟給付金

提訴・和解の条件

- ① B型肝炎ウイルスに持続感染していること
- ② 集団予防接種を受けたことがあること(母子手帳、接種痕、その他で立証可能)
- ③ 生年月日が昭和16年7月2日以降であること
(昭和23年7月1日の予防接種法施行時以降に7歳未満であったこと)
- ④ 母子感染ではないこと(母親がキャリア等ではないこと)
母親の感染が集団予防接種を原因とする場合は、子も「2次感染被害者」として提訴可能
- ⑤ 他に感染原因がないこと

対象者の認定

裁判所における和解手続等により行います。そのため、国を相手とする損害賠償請求訴訟の提起または調停申立等を行う必要があります。

病態別給付金

※1.発症後もしくは感染後20年を経過していない方
※2.発症後もしくは感染後20年を経過している方

死亡・肝がん・肝硬変(重度)		
※1 3,600万円	※2 900万円	
肝硬変(軽度)		
※1 2,500万円	※2(治療歴がある方) 600万円	※2(治療歴がない方) 300万円
慢性肝炎		
※1 1,250万円	※2(治療歴がある方) 300万円	※2(治療歴がない方) 150万円
無症候性キャリア		
※1 600万円	※2 50万円 + 検査費用など (P20)	

※上記給付金の支給を受けた方の病態が進展した場合には、改めての訴訟提起をすることなく、原則として、所定の診断書を提出することで、既に支給された給付金との差額分が追加給付金として支給されます。

訴訟手当金

上記給付金に加え、訴訟手当金として、訴訟等に係る弁護士費用の一部、B型肝炎ウイルス感染者である事を確認するための検査費用も支給されます。

無症候性キャリア和解原告が 受けられる助成制度

感染から20年を経過した無症候性キャリアの和解原告は、以下の検査などを自己負担なしで受けることができます。

和解原告本人が受けることのできる検査

検査内容

(1) 定期検査

血液検査	上限回数
赤血球数、白血球数、血色素測定(ヘモグロビン)、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST(GOT)、ALT(GPT)、ALP、γ-GTP(γ-GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、ZTT、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA	年4回まで

画像検査	上限回数
腹部エコー	年4回まで
造影CT、造影MRI、単純CT、単純MRI、いずれか	年2回まで

定期検査手当

定期検査を受けた方は、定期検査手当として、定期検査1回につき1万5千円(定額)を請求することができます(年2回、合計3万円が上限)。

(2) 母子感染防止に係る医療(和解原告本人=母が対象)

母親の血液検査

検査内容	上限回数
HBe抗原及びHBe抗体	子1人につき1回

検査を受ける方法

- ① 和解成立後受給者証を受け取った後: 受給者証を窓口に表示
- ② 和解成立後受給者証を受け取る前: いったん窓口で立替払いをして、後から基金に請求

和解原告の家族などが受けることのできる検査

母子感染防止に係る医療(子が対象)

子の血液検査

検査内容	上限回数
HBs抗原	子1人につき1回
HBs抗体	子1人につき2回

子に対するワクチン及びグロブリン投与

医療内容	上限回数
ワクチン投与	子1人につき3回
グロブリン投与	子1人につき2回

血液検査

検査内容	上限回数
事前検査(HBs抗原、HBs抗体、HBc抗体)	新たな同一世帯者1人につき1回
事後検査(HBs抗体)	新たな同一世帯者1人につき1回

子に対するワクチン及びグロブリン投与

医療内容	上限回数
ワクチン投与	新たな同一世帯者1人につき3回まで (但し、3回接種後にHBs抗体が獲得されていないことが確認できた場合には、4回目の追加接種分も対象となる)



3.医療機関等一覧

訴訟や給付金請求などに
関するお問い合わせ

全国B型肝炎訴訟 北海道弁護士事務局
〒060-0061 札幌市中央区南1条西12丁目4 酒井ビル3F
TEL.011-231-1941 FAX.011-231-1942
(月～金 9:00～12:00、13:00～17:00)

肝疾患 診療連携拠点病院

肝疾患診療連携拠点病院は、以下にあげる活動等を行っています。

- ① 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供
- ② 都道府県内の医療機関等に関する情報の収集や紹介
- ③ 医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催や肝疾患に関する相談支援
- ④ 疾患に関する専門医療機関と協議の場の設定



国立大学法人
北海道大学病院
肝疾患相談センター

札幌市北区北14条西5丁目
TEL.011-706-7788



国立大学法人
旭川医科大学病院
肝疾患相談支援室

旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
TEL.0166-69-3111



北海道公立大学法人
札幌医科大学附属病院
肝疾患センター

札幌市中央区南1条西16丁目291番地
TEL.011-611-5700

「肝疾患に関する専門医療機関」についての指定基準

北海道が指定する肝疾患に関する専門医療機関は、
次の(1)から(6)までの基準を全て満たすものとされています。

- (1) 専門知識を有する医師(「日本肝臓学会専門医」又は「日本消化器病学会専門医」)を配置していること。
(常勤・非常勤を問わない。)
- (2) インターフェロンなど抗ウイルス療法を適切に実施していること。
- (3) 超音波検査などにより肝がんの診断が可能であること。
- (4) 学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を実施していること。
- (5) 肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか、施設間連携によって対応が可能であること。
- (6) かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等が可能であること。

肝炎専門 医療機関一覧

市町村	医療機関名	所在地	電話番号
札幌市 中央区	社会医療法人社団 カレスサッポロ時計台記念病院	〒060-0031 札幌市中央区北1条東1丁目2番3号	011-251-1221
	KKR札幌医療センター斗南病院	〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目3番8号	011-231-2121
	北海道旅客鉄道株式会社 JR札幌病院	〒060-0033 札幌市中央区北3条東1丁目1番	011-208-7150
	市立札幌病院	〒060-8604 札幌市中央区北11条西13丁目	011-726-2211
	NTT東日本札幌病院	〒060-0061 札幌市中央区南1条西15丁目	011-623-7000
	一般財団法人 札幌同交会病院	〒060-0062 札幌市中央区南2条西19丁目	011-611-9131
	医療法人社団結仁会 浜田内科消化器科 クリニック	〒060-0063 札幌市中央区南3条西2丁目1番1号 H&Bプラザ(マリオンビル)4F	011-219-5555
	医療法人菊郷会 愛育病院	〒064-0804 札幌市中央区南4条西25丁目2番1号	011-563-2211
	社会医療法人鳩仁会札幌中央病院	〒064-0809 札幌市中央区南9条西10丁目1番50号	011-513-0111
	医療法人社団 札幌外科記念病院	〒064-0923 札幌市中央区南23条西15丁目1番30号	011-563-0151
	時計台内科クリニック	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 セコム損保札幌ビル2F	011-221-1817
	JA北海道厚生連 札幌厚生病院	〒060-0033 札幌市中央区北3条東8丁目5番	011-261-5331
	しんたに内科消化器内科	〒060-0042 札幌市中央区大通西17丁目1番27号 札幌メディケアセンタービル4F	011-643-0335
札幌市 北区	医療法人社団札幌新川駅前内科	〒001-0925 札幌市北区新川5条1丁目1番22号	011-708-1234
	医療法人社団慈生会 小林内科クリニック	〒001-0038 札幌市北区北38条西2丁目2番17号	011-709-5885
	社会医療法人 北楡会 開成病院	〒001-0033 札幌市北区北33条西6丁目2番35号	011-757-2201
	飛驒内科クリニック	〒001-0902 札幌市北区新琴似2条11丁目7番7号	011-769-8002
札幌市 豊平区	たけだ内科胃腸科クリニック	〒004-0041 札幌市豊平区豊平4条3丁目3番10号 豊平メディカルプラザ1F	011-823-1100
	KKR札幌医療センター	〒062-0931 札幌市豊平区平岸1条6丁目3番40号	011-822-1811
	社会医療法人康和会札幌しらかば台病院	〒062-0052 札幌市豊平区月寒東2条18丁目7番26号	011-852-8866
	JCHO北海道病院	〒062-8618 札幌市豊平区中の島1条8丁目3番18号	011-831-5151
	高木内科医院	〒062-0932 札幌市豊平区平岸2条14丁目1番22号 今崎メディカルビル4F	011-812-1200
	慈昂会福住内科クリニック	〒062-0042 札幌市豊平区福住2条1丁目2番5号 イトーヨーカドー福住5階	011-836-3531

市町村	医療機関名	所在地	電話番号
札幌市 白石区	社会医療法人恵佑会札幌病院	〒003-0027 札幌市白石区本通14丁目北1番1号	011-863-2101
	社会医療法人北榆会札幌北榆病院	〒003-0006 札幌市白石区東札幌6条6丁目5番1号	011-865-0111
	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	〒003-0804 札幌市白石区菊水4条2丁目3番54号	011-811-9111
	医療法人菊郷会札幌センチュリー病院	〒003-0825 札幌市白石区菊水元町5条3丁目5番10号	011-871-1121
	社会医療法人恵佑会第2病院	〒003-0027 札幌市白石区本通13丁目北7番1号	011-863-2111
	医療法人東札幌病院	〒003-8585 札幌市白石区東札幌3条3丁目7番35号	011-812-2311
	医療法人社団豊仁会やまうち内科クリニック	〒003-0021 札幌市白石区栄通19丁目1番1号	011-851-5600
札幌市 東区	社会医療法人 母恋天使病院	〒065-8611 札幌市東区北12条東3丁目1番1号	011-711-0101
	医療法人社団 札幌道都病院	〒065-0017 札幌市東区北17条東14丁目3番2号	011-731-1155
	特定医療法人 とこはる東栄病院	〒007-0841 札幌市東区北41条東16丁目3番14号	011-782-0111
	社会医療法人社団禎心会 札幌禎心会病院	〒065-0033 札幌市東区北33条東1丁目3番1号	011-712-1131
	医療法人為久会 札幌共立病院	〒007-0848 札幌市東区北48条東1丁目1番5号	011-752-4101
	社会医療法人社団三草会 クラーク病院	〒065-0042 札幌市東区本町2条44丁目8番20号	011-782-6160
	医療法人彰和会 北海道消化器科病院	〒065-0041 札幌市東区本町1条1丁目2番10号	011-784-1811
	勤医協中央病院	〒007-8505 札幌市東区東苗穂5条1丁目9-1	011-782-9111
	医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院	〒065-0033 札幌市東区北33条東14丁目3番1号	011-722-1110
札幌市 厚別区	医療法人社団幸田内科消化器クリニック	〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目4番1号 新札幌七彩館ビル2階	011-896-3888
	JCHO札幌北辰病院	〒004-8618 札幌市厚別区厚別中央2条6丁目2番1号	011-893-3000
	勇気会医療法人北央病院	〒004-0021 札幌市厚別区青葉町11丁目2番10号	011-892-8531
	医療法人社団奏健会さっぽろ厚別通内科	〒004-0065 札幌市厚別区厚別西5条1丁目15番21号	011-895-6671
	医療法人徳洲会札幌徳洲会病院	〒004-0041 札幌市厚別区大谷地東1丁目1番1号	011-890-1110
	医療法人社団桐佑会札幌藤島クリニック	〒004-0074 札幌市厚別区厚別北4条4丁目1番8号	011-801-7707
	医療社団法人翔嶺館新札幌聖陵ホスピタル	〒004-0004 札幌市厚別区厚別東4条2丁目1番30号	011-898-2151
	医療社団法人夏井阪内科クリニック	〒062-0904 札幌市厚別区大谷地東4丁目1番2号 しんたくターミナルプラザ2階	011-893-1678
札幌市 清田区	北海道医療生活協同組合札幌緑愛病院	〒004-0861 札幌市清田区北野1条1丁目6番30号	011-883-0121
	社会医療法人蘭友会札幌里塚病院	〒004-0811 札幌市清田区美しが丘1条6丁目1番5号	011-883-1200

市町村	医療機関名	所在地	電話番号
札幌市 清田区	社会医療法人札幌清田病院	〒004-0831 札幌市清田区真栄1条1丁目1番1号	011-883-6111
	さかもと内科消化器科クリニック	〒004-0841 札幌市清田区清田1条4丁目4番30号	011-888-8181
	札幌整形循環器病院	〒004-0861 札幌市清田区北野1条2丁目11番30号	011-881-1100
札幌市 南区	医療法人為久会札幌共立五輪橋病院	〒005-0802 札幌市南区川沿2条1丁目2番54号	011-571-8221
	医療法人晴生会 さっぽろ南病院	〒005-8798 札幌市南区川沿14条1丁目5番1号	011-571-5103
	医療法人五月会小笠原クリニック札幌病院	〒005-0013 札幌市南区真駒内緑町1丁目2番1号	011-583-2000
	露口内科消化器内科クリニック	〒005-0016 札幌市南区真駒内南町1丁目7番12号	011-582-0811
	社会医療法人康和会札幌しらかば台南病院	〒061-2282 札幌市南区藤野2条11丁目7番1号	011-596-2621
札幌市 西区	医療法人社団静和会静和記念病院	〒063-0811 札幌市西区琴似1条5丁目1番1号	011-611-1111
	医療法人社団慈昂会琴似駅前内科クリニック	〒063-0812 札幌市西区琴似2条1丁目1番20号 琴似タワープラザ2F	011-622-3531
	社会医療法人孝仁会 北海道大野記念病院	〒063-0052 札幌市西区宮の沢2条1丁目16番1号	011-665-0020
	勤医協札幌西区病院	〒063-0061 札幌市西区西町北19丁目1番5号	011-663-5711
	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	〒063-0005 札幌市西区山の手5条7丁目1番1号	011-611-8111
	医療法人 聖愛会 発寒中央病院	〒063-0825 札幌市西区発寒5条6丁目10番1号	011-661-2111
	社会医療法人アルデバラン 二十四軒病院	〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条4丁目7番20号	011-641-2281
	イムス札幌消化器中央総合病院	〒063-0842 札幌市西区八軒2条西1丁目1番1号	011-611-1391
札幌市 手稲区	医療法人社団香友会 富丘まごころ内科クリニック	〒006-0011 札幌市手稲区富丘1条4丁目1番1号	011-699-8881
	医療法人溪仁会手稲溪仁会病院	〒005-8555 札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号	011-681-8111
	医療法人社団博仁会手稲山クリニック	〒006-0835 札幌市手稲区曙5条3丁目1番1号	011-688-3366
	社会医療法人社団アルデバラン 手稲いなづみ病院	〒006-0813 札幌市手稲区前田3条4丁目2番6号	011-685-2200
	医療法人社団明生会 イムス札幌内科リハビリテーション病院	〒006-0049 札幌市手稲区手稲金山124番	011-681-2105
	社会医療法人延山会西成病院	〒006-0832 札幌市手稲区曙2条2丁目2番27号	011-681-9321
江別市	医療法人溪和会江別病院	〒069-0817 江別市野幌代々木町81番6号	011-382-1111
	江別市立病院	〒097-8585 江別市若草町6番	011-382-5151
	医療法人社団仁寿会ささなみ内科クリニック	〒069-0813 江別市野幌町66番2号	011-382-3373
石狩市	医療法人社団あかつき会石狩すずらん内科	〒061-3207 石狩市花川南7条1丁目3番地	0133-73-7776

市町村	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
恵 庭 市	医療法人北晨会恵み野病院	〒061-1395 恵庭市恵み野西2丁目3番5号	0123-36-7555
千 歳 市	千歳インター消化器・内科	〒066-0047 千歳市本町4丁目2番2号	0123-25-5541
	市立千歳市民病院	〒066-8550 千歳市北光2丁目1番1号	0123-24-3000
小 樽 市	北海道済生会 小樽病院	〒047-0008 小樽市築港10番1	0134-25-4321
	小樽掖済会病院	〒047-0032 小樽市稲穂1丁目4番1号	0134-24-0325
	小樽市立病院	〒047-8550 小樽市若松1丁目1番1号	0134-25-1211
	社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院	〒047-8510 小樽市住ノ江1丁目6番15号	0134-23-6234
岩 見 沢 市	岩見沢市立総合病院	〒068-8555 岩見沢市9条西7丁目2番	0126-22-1650
美 唄 市	市立美唄病院	〒072-8555 美唄市西2条北1丁目1番1号	0126-63-4171
	医療法人社団雄美会 なかむら内科・消化器内科クリニック	〒072-0012 美唄市東1条南3丁目2番12号	0126-63-1555
三 笠 市	市立三笠総合病院	〒068-2194 三笠市宮本町489番1号	01267-2-3131
長 沼 町	町立長沼病院	〒069-1332 夕張郡長沼町中央南2丁目2番1号	0123-88-2321
	医療法人社団緑稜会長沼内科消化器科	〒069-1346 夕張郡長沼町西町1丁目8番16号	0123-82-5333
栗 山 町	栗山赤十字病院	〒069-1512 夕張郡栗山町朝日3丁目2番地	0123-72-1015
芦 別 市	市立芦別病院	〒075-8501 芦別市本町14番地	0124-22-2701
滝 川 市	滝川市立病院	〒073-0022 滝川市大町2丁目2番34号	0125-22-4311
	医療法人社団新緑会 文屋内科消化器科医院	〒073-0034 滝川市空知町2丁目4番10号	0125-23-5195
砂 川 市	砂川市立病院	〒073-0196 砂川市西4条北3丁目1番1号	0125-54-2131
	医療法人社団 細谷医院	〒073-0163 砂川市西3条北3丁目1番11号	0125-52-3057
深 川 市	深川市立病院	〒074-0006 深川市6条6番1号	0164-22-1101
室 蘭 市	医療法人社団秀仁会 野尻内科消化器科クリニック	〒050-0073 室蘭市宮の森町4丁目12番18号	0143-41-1551
	社会医療法人母恋日鋼記念病院	〒051-8501 室蘭市新富町1丁目5番13号	0143-24-1331
	市立室蘭総合病院	〒051-8512 室蘭市山手町3丁目8番1号	0143-25-3111
	社会医療法人 製鉄記念室蘭病院	〒050-0076 室蘭市知利別町1丁目45番	0143-44-4650
	医療法人社団いくた内科クリニック	〒050-0063 室蘭市港北町3丁目27番2号	0143-55-1900
伊 達 市	総合病院伊達赤十字病院	〒052-8511 伊達市末永町81番	0142-23-2211

市町村	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
苫 小 牧 市	医療法人王子総合病院	〒053-8506 苫小牧市若草町3丁目4番8号	0144-32-8111
	苫小牧市立病院	〒053-8567 苫小牧市清水町1丁目5番20号	0144-33-3131
	勤医協苫小牧病院	〒053-0855 苫小牧市見山町1丁目8番23号	0144-72-3151
	医療法人同樹会苫小牧病院	〒053-0006 苫小牧市新中野町3丁目9番10号	0144-36-1221
	医療法人社団養生館苫小牧日翔病院	〒053-0806 苫小牧市矢代町2丁目9番13号	0144-72-7000
	医療法人苫小牧消化器外科	〒059-1304 苫小牧市北栄町3丁目5番1号	0144-51-6655
函 館 市	横山内科消化器科	〒053-0822 苫小牧市川沿町4丁目1番2号	0144-74-0011
	市立函館病院	〒041-8680 函館市港町1丁目10番1号	0138-43-2000
	社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院	〒040-8611 函館市五稜郭町38番3号	0138-51-2295
	社団法人函館市医師会函館市医師会病院	〒041-8522 函館市富岡町2丁目10番10号	0138-43-6000
	社会福祉法人函館厚生院函館中央病院	〒040-8585 函館市本町33番2号	0138-52-1231
	中川内科クリニック	〒041-0808 函館市桔梗3丁目14番37号	0138-46-8008
	医療法人社団イーストかたやま内科消化器科	〒040-0841 函館市日吉町2丁目8番17号	0138-32-3221
	函館赤十字病院	〒040-8631 函館市堀川町6番21号	0138-51-5315
	菅原内科クリニック	〒041-0812 函館市昭和町3丁目36番11号	0138-34-2221
	医療法人社団函館敬愛会好和会クリニック	〒041-0824 函館市桔梗町246番129号	0138-48-6655
	はら内科クリニック	〒040-0021 函館市的場町1番3号	0138-52-8282
北 斗 市	医療法人社団平田博巳内科クリニック	〒049-0111 北斗市七重浜4丁目27番40号	0138-48-2200
旭 川 市	JA北海道厚生連旭川厚生病院	〒078-8211 旭川市1条通24丁目111番3号	0166-33-7171
	医療法人慶友会吉田病院	〒070-0054 旭川市4条西4丁目1番2号	0166-25-1115
	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター	〒070-8644 旭川市花咲町7丁目4048番	0166-51-3161
	市立旭川病院	〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号	0166-24-3181
	旭川赤十字病院	〒070-8530 旭川市曙1条1丁目1番1号	0166-22-8111
	医療法人社団慈成会東旭川病院	〒078-8251 旭川市東旭川北1条6丁目6番5号	0166-36-2240
	医療法人修彰会沼崎病院	〒070-0038 旭川市8条通8丁目43番	0166-23-2090
	医療法人社団博彰会 佐野病院	〒071-8133 旭川市末広三条3丁目1番15号	0166-52-1177

市町村	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
木 古 内 町	医療法人社団秋悠会おおえ内科消化器科	〒001-0038 上磯郡木古内町本町559	01392-2-6080
浦 河 町	総合病院浦河赤十字病院	〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	0146-22-5111
比 布 町	町立ぴっぷクリニック	〒078-0343 上川郡比布町中町1丁目2番10号	0166-85-2222
士 別 市	士別市立病院	〒095-0048 士別市東11条5丁目3029番1号	0165-23-2166
留 萌 市	留萌市立病院	〒077-8511 留萌市東雲町2丁目16番1号	0164-49-1011
名 寄 市	医療法人社団たに内科クリニック	〒096-0018 名寄市西8条南11丁目28番159号	01654-3-1223
	名寄市立総合病院	〒096-8511 名寄市西7条南8丁目1番	01654-3-3101
	名寄市風連国民健康保険診療所	〒098-0504 名寄市風連町本町76番1号	01655-3-2545
和 寒 町	国民健康保険町立和寒病院	〒098-0132 上川郡和寒町字西町111番	0165-32-2103
苫 前 町	JA北海道厚生連苫前厚生クリニック	〒078-3621 苫前郡苫前町字古丹別187番	0164-65-3535
稚 内 市	クリニック森の風	〒097-0002 稚内市潮見3丁目6番32号	0162-34-6565
	市立稚内病院	〒097-8555 稚内市中央4丁目11番6号	0162-23-2771
浜 頓 別 町	浜頓別町国民健康保険病院	〒098-5791 枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘3丁目3番	01634-2-2203
北 見 市	小林病院	〒090-8567 北見市北3条西4丁目2番	0157-23-5171
	医療法人社団悠々会北見消化器クリニック	〒090-0024 北見市北4条東3丁目14番	0157-23-6560
	北見赤十字病院	〒090-8666 北見市北6条東2丁目1番	0157-24-3115
	オホーツク勤医協北見病院	〒090-0817 北見市常盤町5丁目7番5号	0157-26-1300
	医療法人社団雄俊会おんねゆ診療所	〒091-0170 北見市留辺薬町温根湯温泉440番1号	0157-45-2340
網 走 市	JA北海道厚生連網走厚生病院	〒093-0076 網走市北6条西1丁目9番	0152-43-3157
紋 別 市	大原病院	〒094-8714 紋別市幸町4丁目1番16号	0158-23-3151
遠 軽 町	JA北海道厚生連遠軽厚生病院	〒099-0494 紋別郡遠軽町大通北3丁目1番5号	0158-42-4101
帯 広 市	医療法人啓和会黒澤病院	〒080-0010 帯広市大通南4丁目1番	0155-24-2200
	医療法人啓仁会十勝胃腸クリニック	〒080-0011 帯広市西1条南11丁目ケアビル2階	0155-24-1331
	財団法人北海道医療団帯広第一病院	〒080-0014 帯広市西4条南15丁目17番3号	0155-25-3121
	JA北海道厚生連帯広厚生病院	〒080-0016 帯広市西6条南8丁目1番	0155-24-4161
	社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院	〒080-0805 帯広市東5条南9丁目2番	0155-22-6600

市町村	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
帯 広 市	社会福祉法人北斗 北斗病院	〒080-0833 帯広市稲田町基線7番地5	0155-48-8000
	おく内科消化器クリニック	〒080-0015 帯広市西5条南21丁目2番2号	0155-66-6170
	横手内科クリニック	〒080-2472 帯広市西22条南4丁目20番7号	0155-35-7155
音 更 町	医療法人徳洲会帯広徳洲会病院	〒080-0302 河東郡音更町木野西通14丁目2番1号	0155-32-3030
芽 室 町	公立芽室病院	〒082-0014 河西郡芽室町東4条3丁目5番	0155-62-2811
清 水 町	清水赤十字病院	〒089-0195 上川郡清水町南2条2丁目1番	0156-62-2513
池 田 町	医療法人社団藤田クリニック	〒083-0090 中川郡池田町字大通6丁目13番	015-572-6020
釧 路 市	道東勤医協協立すこやかクリニック	〒085-0055 釧路市治水町6番30号	0120-778-489
	市立釧路総合病院	〒085-0822 釧路市春湖台1番12号	0154-41-6121
	独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	〒085-8533 釧路市中園町13番23号	0154-22-7191
	総合病院釧路赤十字病院	〒085-8512 釧路市新栄町21番14号	0154-22-7171
	ほり内科クリニック	〒085-0005 釧路市松浦町12番3号	0154-22-1241
弟 子 屈 町	JA北海道厚生連摩周厚生病院	〒088-3212 川上郡弟子屈町泉2丁目3番1号	015-482-2241
根 室 市	岡田医院	〒087-0015 根室市花咲町2丁目13番	0153-24-2651
	道東勤医協ねむる医院	〒087-0006 根室市曙町3丁目3番	0153-22-2563
	市立根室病院	〒087-8686 根室市有磯町1丁目2番	0153-24-3201
別 海 町	町立別海病院	〒086-0203 野付郡別海町別海西本町103番9号	0153-75-2311
中 標 津 町	町立中標津病院	〒086-1110 標津郡中標津町西10条南9丁目1番1号	0153-72-8200
	医療法人樹恵会石田病院	〒086-1160 標津郡中標津町りんどう町5番6号	0153-72-9112

市立保健所等一覧

市立保健所等一覧(平成29年4月1日現在)

市町村	保健所名	所在地	電話番号	所管区域
札幌市	札幌市保健所	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目	011-622-5151	札幌市中央区
	中央保健センター	〒060-0063 札幌市中央区南3条西11丁目	011-511-7221	札幌市中央区
	北保健センター	〒001-0025 札幌市北区北25条西6丁目1-1	011-757-1181	札幌市北区
	東保健センター	〒065-0010 札幌市東区北10条東7丁目	011-711-3211	札幌市東区
	白石保健センター	〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1	011-862-1881	札幌市白石区
	豊平保健センター	〒062-0936 札幌市豊平区平岸6条10丁目	011-822-2400	札幌市豊平区
	南保健センター	〒005-0014 札幌市南区真駒内幸町1丁目	011-581-5211	札幌市南区
	西保健センター	〒063-0812 札幌市西区琴似2条7丁目	011-621-4241	札幌市西区
	厚別保健センター	〒004-0051 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	011-895-1881	札幌市厚別区
	手稲保健センター	〒006-0811 札幌市手稲区前田1条11丁目	011-681-1211	札幌市手稲区
	清田保健センター	〒004-0871 札幌市清田区平岡1条1丁目	011-889-2400	札幌市清田区
小樽市	小樽市保健所	〒047-0033 小樽市富岡1丁目5番12号	0134-22-3117	小樽市
函館市	市立函館保健所	〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号	0138-32-1547	函館市
旭川市	旭川市保健所	〒070-8525 旭川市7条通10丁目	0166-26-1111	旭川市

COLUMN

肝臓は化学工場vol.2

胆汁の産生と排出

胆汁はコレステロールの分解吸収を助ける消化液です。肝臓で産生され、胆管を通して、胆のうにたまって、十二指腸に放出されます。

胆汁には、赤血球の老廃物である「ビリルビン」も含まれます。胆管が詰まったり、「肝硬変」や「急性肝炎」で肝臓の機能が落ちると、ビリルビンを肝臓から体外に排泄できなくなるので、血液中にビリルビンがたまって、からだが黄色くなる「黄疸(おうだん)」を生じます。



参考:広島県肝炎患者支援手帳

北海道立保健所(支所)一覧

北海道立保健所(支所)一覧(平成29年4月1日現在)

保健所名	所在地	電話番号	所管区域
江別保健所	〒069-0811 江別市錦町4番地の1	011-383-2111	江別市、石狩市、 当別町、新篠津村
(石狩支所)	〒061-3217 石狩市花川北7条1丁目14番地の1	0133-74-1142	石狩市
千歳保健所	〒066-8666 千歳市東雲町4丁目2番地	0123-23-3175	千歳市、恵庭市、 北広島市
渡島保健所	〒041-8551 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内	0138-47-9541	北斗市、松前町、福島町、知内町、 木古内町、七飯町、鹿部町、森町
(木古内支所)	〒049-0431 上磯郡木古内町字木古内214番地5号	01392-2-2068	松前町、福島町、知内町、木古内町
(森支所)	〒049-2311 茅部郡森町字上台町330番地	01374-2-2323	鹿部町、森町
八雲保健所	〒049-3112 二世郡八雲町末広町120番地	0137-63-2168	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
(今金支所)	〒049-4308 瀬棚郡今金町字今金107番地の2	01378-2-0251	今金町、せたな町
江差保健所	〒043-0043 檜山郡江差町字本町63番地	0139-52-1053	江差町、上ノ国町、厚沢部町、 乙部町、奥尻町
倶知安保健所	〒044-0001 虻田郡倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎内	0136-23-1951	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、 真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、 積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
(余市支所)	〒046-0015 余市郡余市町朝日町12番地	0135-23-3104	積丹町、古平町、仁木町、 余市町、赤井川村
岩内保健所	〒045-0022 岩内郡岩内町字清住252番地1	0135-62-1537	共和町、岩内町、泊村、神恵内村
岩見沢保健所	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目1番地 空知合同庁舎内	0126-20-0100	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、南幌町、 由仁町、長沼町、栗山町、月形町
(由仁支所)	〒069-1204 夕張郡由仁町新光195番地	0123-83-2221	夕張市、南幌町、由仁町、 長沼町、栗山町
滝川保健所	〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、 奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
深川保健所	〒074-0002 深川市2条18番6号	0164-22-1421	深川市、妹背牛町、秩父別町、 北竜町、沼田町
上川保健所	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5979	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、 比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
名寄保健所	〒096-0005 名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、 音威子府村、中川町
富良野保健所	〒076-0011 富良野市末広町2番10号	0167-23-3161	富良野市、上富良野町、中富良野町、 南富良野町、占冠村
留萌保健所	〒077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎内	0164-42-8310	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、 初山別村、遠別町、天塩町
(天塩支所)	〒098-3396 天塩郡天塩町新栄通9丁目 天塩合同庁舎内	01632-2-1179	遠別町 天塩町

保健所名	所在地	電話番号	所管区域
稚内保健所	〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 宗谷合同庁舎内	0162-33-2417	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
(浜頓別支所)	〒098-5704 枝幸郡浜頓別町中央北3番地 宗谷総合振興局浜頓別合同庁舎内	01634-2-0190	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
(利尻支所)	〒097-0401 利尻郡利尻町沓形字日の出町13番1	0163-84-2247	礼文町、利尻町、利尻富士町
網走保健所	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内	0152-41-0683	網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町
北見保健所	〒090-8518 北見市青葉町6番6号	0157-24-4171	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町
紋別保健所	〒094-8642 紋別市南が丘町1丁目6番地	0158-23-3108	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
(遠軽支所)	〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北5丁目1番27 遠軽合同庁舎内	0158-42-3108	佐呂間町、遠軽町、湧別町
室蘭保健所	〒051-8555 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル内	0143-24-9833	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫小牧保健所	〒053-0021 苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
浦河保健所	〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	01462-2-3071	浦河町、様似町、えりも町
静内保健所	〒056-0005 日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号	0146-42-0251	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町
帯広保健所	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目10勝合同庁舎内	0155-27-8634	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
(新得支所)	〒081-0013 上川郡新得町3条南6丁目1番16	0156-64-5104	鹿追町、新得町、清水町
(広尾支所)	〒089-2622 広尾郡広尾町公園通南4丁目1	01558-2-2191	大樹町、広尾町
(本別支所)	〒089-3334 中川郡本別町北1丁目4番39号	0156-22-2108	本別町、足寄町、陸別町
釧路保健所	〒085-0038 釧路市花園町8番6号	0154-22-1233	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
(標茶支所)	〒088-2313 川上郡標茶町常磐8丁目1番地	015-485-2155	標茶町、弟子屈町
根室保健所	〒087-0009 根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161	根室市
中標津保健所	〒086-1001 標津郡中標津町東1条南6丁目1番地3	0153-72-2168	別海町、中標津町、標津町、羅臼町

COLUMN

肝臓は化学工場 vol.3

アンモニアの分解

タンパク質は分解されると最終的にアンモニアが産生されます。アンモニアが体にたまると「肝性脳症」といって、手が震えたり、ろれつが回らなくなったりして、最終的には昏睡状態になります。アンモニアは主に腸で産生されて、門脈を通して体内に入ってくるので、大部分のアンモニアは、肝臓で分解されて、無毒化されます。

アンモニアは筋肉でも分解できるので、肝臓の力が落ちている人は、筋力が落ちないようにして、筋肉でアンモニアを分解する必要があります。 参考:広島県肝炎患者支援手帳

